

成績評価手段における不正行為等に関する規程

(2015年10月21日 学部運営委員会決定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、試験、課題等、オンデマンド試験およびその他成績評価手段に関して不正行為または不適切な行為を行った者の取扱いを定め、公正な成績評価を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「試験」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 商学部設置科目であって、科目担当教員または商学部長が指定する日時場所において、科目担当教員または試験監督員による監督下で実施される中間試験、期末試験および未済試験ならびにそれらと同等であると位置づけられるもの

二 他箇所または他大学等の設置科目であって、前号と同等の条件または環境で行われていると商学部長が認めるもの

2 この規程において、「課題等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 商学部設置科目において課されるレポート、発表、実演、実習、専門教育科目演習論文その他一定の成果の提出または提示を求めるもの。ただし、当該科目において主たる成績評価手段として周知されるものに限る。

二 他箇所または他大学等の設置科目であって、前号と同等の条件または環境で課されていると商学部長が認めるもの

3 この規程において、「オンデマンド試験」とは、以下の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 商学部設置科目であって、インターネット等のネットワークを利用して任意の場所で受験することが認められるもの

二 他箇所または他大学等の設置科目であって、前号と同等の条件または環境で行われていると商学部長が認めるもの

4 この規程において、「その他成績評価手段」とは、小テスト、感想文、出席票等をはじめとする、第1項から第3項に定めるもの以外の成績評価手段をいう。

5 この規程において、「不正行為」とは、第3条から第5条に定める行為をいう。

6 この規程において、「不正行為者」とは、不正行為を行った者をいう。

7 この規程において、「不適切な行為」とは、第8条に定める行為をいう。

8 この規程において、「不適切な行為者」とは、不適切な行為を行った者をいう。

第2章 不正行為

(試験における不正行為)

第3条 試験において、次の各号のいずれかに該当する行為は不正行為とする。ただし、科目担当教員が特に許可した場合を除く。

一 他人の代わりとなって受験すること、または他人を自己の代わりとして受験させる

- こと。
- 二 不正使用の目的をもって作成された文書または電子ファイルもしくはその閲覧に使用する機器を試験場に持ち込むこと。
 - 三 使用が許可されていない書籍、ノート、メモその他の印刷物または機器を使用または参照すること。
 - 四 使用が許可されている物品の貸借
 - 五 身体、衣類、所持品または机、椅子その他試験場内の備品に試験に関連した内容を書き込むこと。
 - 六 答案の交換または他人の答案の利用（覗き見を含む。）
 - 七 他人の答案を写すこと、または自己の答案を他人に写させること。
 - 八 言語、暗号、動作または機器その他の情報伝達手段によって他人と連絡を試みることに、または不正に情報を取得すること。
 - 九 偽名の記入、故意による無記名、答案用紙の破棄または許可されていない答案用紙の持ち出し等により、答案整理を混乱させようとする事。
 - 十 試験終了後、答案に加筆修正などの変更を加えること。
 - 十一 試験監督員の指示に従わないこと。
 - 十二 その他試験の公正を害すると認められる行為
 - 十三 前各号に掲げる行為を行ったものと疑われる行為をすること。
 - 十四 前各号に掲げる行為を行うことを幫助すること。

(課題等における不正行為)

第4条 課題等において、次の各号のいずれかに該当する行為は、不正行為とする。ただし、科目担当教員が特に認めた場合を除く。

- 一 他人の代わりとなって課題等に取り組むこと、または他人を自己の代わりとして課題等に取り組ませること。
- 二 他人が取り組みもしくは取り組んだ課題等を筆写もしくは引き写し、または自己のものとして表示すること。
- 三 自己が取り組みもしくは取り組んだ課題等を他人に筆写もしくは引き写させ、または他人のものとして表示させること。
- 四 他人のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、用語または知見を適切な表示なく流用すること。

(オンデマンド試験における不正行為)

第5条 オンデマンド試験における不正行為とは、他人の代わりとなってオンデマンド試験を受験すること、または他人を自己の代わりとして受験させることをいう。

(不正行為者の処分基準)

第6条 不正行為者は停学とする。ただし、悪質性の程度、本人の反省状況等に鑑みて特段の事情があると認めるときは、訓告とすることができる。

- 2 不正行為を2回以上行った者は退学とする。ただし、悪質性の程度、本人の反省状況等に鑑みて特段の事情があると認めるときは、停学とすることができる。
- 3 不正行為者の成績評価は、当該学期の全科目を不合格とする。ただし、悪質性の程度、本人の反省状況等に鑑みて特段の事情があると認めるときは、当該不正行為が行われた科目のみを不合格とすることができる。

(不正行為者の処分)

第7条 不正行為の認定、不正行為者の処分および処分の解除の決定は、学部運営委員会の議決による。

- 2 学部運営委員会が不正行為者の処分を決定したときは、商学部長はすみやかにこれを本人および保証人に通知し、掲示により公表する。ただし、処分された者の氏名は原則として公表しない。

第3章 不適切な行為

(不適切な行為)

第8条 次の各号のいずれかに該当する行為は、不適切な行為とする。

- 一 課題等またはオンデマンド試験に関し、第4条および第5条に定める行為のほか、科目担当教員の指示に反する行為
- 二 その他成績評価手段に関し、科目担当教員の指示に反する行為
- 三 前二号のほか、科目担当教員による公正な成績評価を阻害するすべての行為

(不適切行為者の取扱い)

第9条 不適切行為者は、当該不適切な行為が行われた科目の成績評価において取扱われるものとする。ただし、当該不適切な行為が当該科目の成績評価の公平性を著しく害する場合には、第6条と同等の処分を受けることがある。

- 2 科目担当教員は、成績評価の公平性を著しく害する不適切な行為があったと認める場合には、その理由を付して、商学部長に対し、当該不適切行為者に関し、第6条と同等の処分を課すことを求めることができる。
- 3 前項の求めがあった場合、商学部長はこれを学部運営委員会に付議し、学部運営委員会は議決するものとする。
- 4 第7条の規定は、不適切行為者に第6条と同等の処分を課す場合に準用する。

第4章 不服申立て等

(不服申立て)

第10条 第7条または前条第3項に定める学部運営委員会の決定により処分を受けた者は、処分の内容に不服があるときは、処分の通知を受領した日から起算して10日以内に、商学部長に対して、書面により不服申立てを行うことができる。通知の受領日が特定できないときは、商学部長が通知を発した日から3日後を受領日とみなす。

- 2 前項による不服申立てがあった場合、商学部長は、当該不服申立ての内容を検討し、処分の前提となる事実等について再調査を実施するか否かを決定するものとする。
- 3 商学部長は、再調査を実施する必要がないと決定したときは、その理由を付して、書面により本人に通知するものとする。
- 4 商学部長は、再調査を実施する必要があると決定したときは、すみやかに再調査を行い、その結果に基づいて学部運営委員会に再提案を行う。
- 5 学部運営委員会は、商学部長から前項の再提案を受けたときは、再議決する。
- 6 商学部長は、前項の再議決の内容を本人および保証人に通知するものとする。
- 7 第5項に定める学部運営委員会の再議決において不正行為の認定が行われなかったときは、科目担当教員はすみやかに成績評価を行うものとする。

(成績評価の問い合わせ)

第 11 条 第 9 条第 1 項本文による成績評価の取扱いを受けたと思料する者は、商学部が設ける成績問い合わせ制度により科目担当教員に対してその事実の有無の確認および取扱い理由の説明を求めることができる。

第 5 章 雑則

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、学部運営委員会の議決による。

附 則

この規程は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

以上